

## ■ ワンストップ特例制度とは？

ワンストップ特例制度とは、ふるさと納税をした後に確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる便利な仕組みです。申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付して寄附した自治体へ送ることで、寄附金上限内で寄附金額のうち、2,000円を差し引いた金額が寄附をした翌年の個人住民税から軽減されます。

## ■ ワンストップ特例制度を利用するための3つの条件

### 条件1 確定申告をする必要がない給与所得者等であること

年収2,000万円を超える所得者や、医療費控除等で確定申告が必要な場合は、確定申告で寄附金控除を受けてください。

### 条件2 1年間（1月～12月）の寄附先が5自治体以内であること

1つの自治体に複数回寄附をした場合は1カウントとなります。この場合は、ほかに4自治体へ寄附することが可能です。6自治体以上に寄附をされた場合は適用されません。

### 条件3 申込のたびに自治体へ申請書を送付していること

1つの自治体に複数回寄附をした場合は、その都度、申請書を提出する必要があります（原則としてWebからの申請はできません）。

## ■ ワンストップ特例制度の申請

寄附を申込み際、ワンストップ特例申請を希望されると、寄附申込をした自治体から「ワンストップ特例制度の申請用紙（寄附金税額控除に係る申告特例申請書）」が郵送されます。

### 【郵送する書類】

- (1) 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
- (2) 個人番号（マイナンバー）が確認できる書類（①～③のいずれか1つ）
  - ① 個人番号カード（表裏）の写し
  - ② 通知カードの写し
  - ③ 住民票（個人番号付き）の写し
- (3) 申請者本人の確認書類（氏名及び住所が確認できるもの。①～④のいずれか1つ）
  - ① 運転免許証の写し
  - ② パスポート（旅券）の写し
  - ③ 学生証の写し
  - ④ 健康保険被保険者証と年金手帳の写し など

※ 原則として、(1)～(3)のすべての書類の提出が必要です。ただし、(2) - ①個人番号カード（表裏）の写しを提出した場合は、(3)の書類は提出が不要です。

※ 提出書類に不備があると申請の受付ができません。再度、提出をお願いすることがあります。

※ 特例申請をした後、他の市町村へ転居するなど申請書の記載事項に変更が発生した場合（例：寄附した際の住所と1月1日現在の住所に異動があるとき）は、翌年の1月10日までに寄附した自治体へ連絡してください。複数の自治体に寄附をした方は、寄附先の自治体すべてに連絡・相談をしてください。（裏面もお読みください）

## ■ ワンストップ特例制度申請書類の送付先

〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊 41 番地  
角田市役所 ふるさと納税係 宛

※ マイナンバー等個人情報記載のため、電子メールやFAXでの受付はしていません。

## ■ ワンストップ特例制度申請書類の送付期限

申請書は、寄附をした翌年の1月10日までに角田市へ提出してください。

## ■ ワンストップ特例制度申請書類の受付後、確認メールを送信します

申請書を角田市で受領後、寄附者様の登録メールアドレスにワンストップ特例申請書類の受付メールを送信いたします。申請書の半券送付はございませんので、ご了承下さい。  
(登録メールアドレスのない半券送付希望者の方のみ相談に応じます)

こちらのアドレスからのメール送信となりますので、登録のないメールの受信拒否をされている場合、メールの受信をできるようにしていただくようお願いします。

[furusato.s.042081@tax-furusato.jp](mailto:furusato.s.042081@tax-furusato.jp)

ふるさと納税制度については、総務省ふるさと納税ポータルサイトでも詳しく説明しています。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/080430\\_2\\_kojin.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html)